

サン共同通信

2024年

8

月号

Topics 注目トピック

- 融資 貸上げ貸付利率特例制度について
- 社保 2024年10月より拡大!短時間労働者に対する社会保険適用
- メディア実績



個人事業?会社設立?
創業時の事業形態選択のポイント

個人事業と法人との違い

下表に個人事業と法人との違いを整理してみました。各項目とも詳細な説明は別の機会に行いと思います。本稿では、ポイントを絞って説明いたします。

(1) 設立手続き

両者とも設立手続きとして①許認可等②税金関係③社会保険関係の手続きが必要です。個人事業では、ご自分でできる手続きもありますが、時間やコストを要することに注意が必要です。法人はもちろん個人事業でも創業手続きについては創業を専門とする税理士法人などのワンストップサービスを受けられることをお勧めします。税理士法人などを利用すると、創業以降も創業融資や補助金・助成金の情報提供や支援を受けられることも魅力です。



(2) 事業

個人事業は、フリーハンドで自分の行いたい事業は何でもできます。法人の場合、事業が大きくなって、設立時の事業の拡大や縮小の必要が生じる場合があります。その場合は、事業内容(目的)を追加したり削除したりする変更の手続きが必要です。特に、許認可等を要する事業を行う場合には定款の変更に注意しましょう。

(3) 社会的な信用

中小企業間の取引であれば、あくまで社長や代表の個人的な資質に依るものが大きいといえます。ただ、自治体の入札や大企業の事業者登録の面では、個人事業の信用力は低くなります。顧客として自治体や大企業をお考えの場合は、法人設立で創業するほうが有利です。また、従業員の採用の面でも個人事業の信用力は劣ります。

(4) 会計処理

必要経費(損金)に算入できる費用の違いなどによって個人事業税の会計処理は、法人の会計処理に比べて比較的容易です。ただ、私見ではありますが、経営者は財務諸表を読む能力は必要ですが作る能力は必要ないと思います。自力で作成した財務諸表では、きちんとした経営判断ができなかったり、融資の際のネックとなったりする可能性もあります。

創業時には、事業の成功に専念し、創業手続きも含め会計処理は、税理士法人などの専門家に依頼するのが結果的に得策といえます。

(5) 税金

個人事業か法人かを検討するときの大きなポイントです。所得税(個人事業)が累進課税であるのに対し、法人税(法人)が比例税率であるため、売上(所得)が大きくなると法人が税金上は有利となります。一般に、8百万の課税所得があると税負担が少なくなる法人が有利といわれています。今後の事業展開から目標とする売上水準を見据えて選択するほうが良いでしょう。

税務申告など自力でも可能です。法人税だけでなく消費税や事業税など他の税金もあります。税務関連の処理は、会計処理と同じように、労力やミスを減らすためにも専門家に依頼するほうがよろしいかと思います。

(6) 事業に対する責任

個人事業は無限責任で、法人は有限責任であるため、一見、法人のリスクが少ないように思えます。ただ、現実の世界では、銀行借入などの場合、経営者が連帯保証をするケースが多く、連帯保証責任を負うことになりますので、あまり違いはないように感じます。



(7) 社会保険

従業員の採用によって発生する社会保険も個人事業か法人かを検討するときの大きなポイントです。個人事業の場合、適用業種であれば5人以上の従業員を雇用している場合は、健康保険・厚生年金に加入する義務があります。法人の場合、従業員を採用しなくても、健康保険・厚生年金に加入する義務があります。

健康保険・厚生年金の負担はかなり大きく、給与の約15%がコストアップになります。とくにキャッシュフローに与える影響が大きいため、毎月どれくらいのキャッシュが出て行くのかを把握したうえで採用計画を立てる必要があります。

	個人事業主	法人
開業手続き	法人と比べると 比較的簡単 。 自分でも対応できる場合がある	会社設立登記手続きが必要。 コスト、時間を要する ことに注意
事業	原則として、どんな事業でもよく、 変更は自由 である。	事業内容は定款に記載し、その変更には 定款の変更登記手続きが必要 である。
社会的な信用	自治体や大企業などとの取引において 法人に比べてやや劣る 。	一般的に、 信用力に優れ 、大きな取引や金融機関からの借入、企業間取引などの面では有利である。
会計処理	会計帳簿や決算書類の 作成が簡易 である。	会計帳簿や決算書類の 作成が複雑 である。
税金	個人課税のため所得税が課税される。 累進課税であり所得金額が大きくなれば 負担が大きい 。	法人税は比例税率(原則として、 所得金額の大小にかかわらず一律固定税率 が適用)であるため、 税金負担が穏やか 。
事業に対する責任	(無限責任) 事業の成果はすべて個人のものとなるが、 事業に万一のことがあると、 個人の全財産を もって弁済 しなければならない。	(有限責任) 会社と個人の財産は区別されており、 会社を整理するときには、 出資分を 限度に責任 を負う。
社会保険	従業員を雇うと 労災保険、雇用保険に必ず加入 しなければならず、さらに従業員が5名以上になると、 従業員と折半で健康保険や厚生年金を支払う義務がある。	会社設立すると、従業員を雇わなくても、 社会保険の加入は義務 づけられている

法人成り

創業時点では、規模が小さい事業をおひとりで行う場合、スピード感のある個人事業を選択する方が多いでしょう。

幸いなことに事業(売上)が順調に拡大し、人の採用も行いたいと考えるような時もあるかと思います。その時には、税金面や人の採用などで有利な法人設立も選択肢の一つとなります。創業時に立ち上げた個人事業を法人に変更することを法人成りといいます。



法人成りをすると節税面での効果はありますが、従業員が5人以下の場合、社会保険のコストアップの問題もあります。節税目的であれば、小規模共済や各保険商品など他の節税方法の活用も可能です。今後の売上計画や人の採用計画などの事業計画を踏まえて、税理士など専門家のアドバイスを受けるなど慎重な判断が必要です。

創業時には、考えなければいけない事やしなければいけない事がたくさんあります。事業の内容にもよりますが、税理士などの専門家をお願いするほうが確実に事業を始めることができます。創業計画作成をはじめとして総合的な支援を受けることが結果的に事業を成功へと導きます。



日本政策金融公庫 貸上げ貸付利率特例制度について

「貸上げ貸付利率特例制度」は、**賃金の引上げを計画する中小企業に対して、通常よりも低い金利で融資を行う制度**になります。人員増加に伴って運転資金等を調達する場合に、本制度を適用することで調達コストを抑えて人件費の財源を確保することが可能になります。また、一定率以上の賃金の引上げを実施することで**法人税の税額控除も適用できる**ので、賃上げによってさまざまな恩恵を受けることができます。

制度内容	融資限度額	※ご利用する融資制度に準拠
	資金用途	
	返済期間	
	保証人	
	金利	各融資制度に定める利率 -0.5% （貸付日から2年間）
	ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が 最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方

(注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

詳細な条件や申請方法については、信用保証協会の公式ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.zenshinhoren.or.jp/document/news/keieiryokukyoka.pdf>

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2024年8月1日時点
創業融資の基準金利	2.35 ~ 3.55%	2.60 ~ 3.90%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2024年6月30日まで	2024年12月末日まで

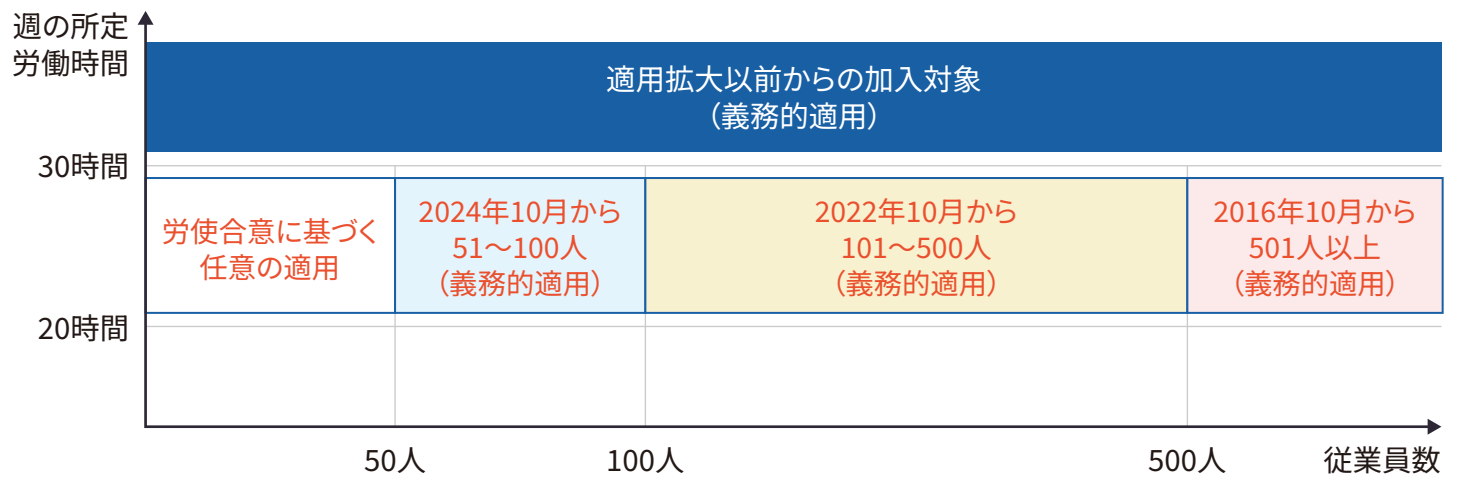


元木 絵理

2024年10月より拡大!短時間労働者に対する社会保険適用

1.概要

2022年10月より社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入対象となる短時間労働者の範囲が段階的に拡大しており、2024年8月現在、従業員101人以上の企業で働く短時間労働者が社会保険の加入対象となっていますが、**2024年10月より従業員51人以上の企業で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化**されます。



出典:政府広報オンライン

2.特定適用事業所とは?

短時間労働者を社会保険の適用対象とすべき事業所は「特定適用事業所」と呼ばれます。2024年10月以降は、**1年のうち6ヶ月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数が51人以上となること**が見込まれる企業等が特定適用事業所です。

【被保険者総数の数え方】

- ・法人事業所・・・同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数
- ・個人事業所・・・適用事業所単位の被保険者数

3.加入対象となる短時間労働者の要件

特定適用事業所等に勤務する方で、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である方のうち、**以下の条件にすべて該当する方**が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

1.週の所定労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間のことです。

2. 所定内賃金が月額8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である必要があります。ただし、一部の賃金（結婚手当等の臨時手当、割増賃金、通勤手当など）は除きます。

3. 学生ではないこと

大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る）等に在学する生徒または学生は適用対象外となります。ただし、一定の方（卒業見込の方、休学中の方、定時制の方等）は対象となります。

4. 該当する場合の手続き

(1) 特定適用事業所該当の手続き

2024年10月に新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に対し、2024年9月上旬までに日本年金機構より「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付される予定です。

特定適用事業所 該当日	日本年金機構からのお知らせ
2024年10月1日 時点で該当	厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が令和5年（2023年）10月以降で6か月以上である事業所に対して、令和6年（2024年）10月1日から特定適用事業所に該当したものととして取扱い、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付されます。 事業主より「特定適用事業所該当届」の提出は不要です。
2024年10月2日 以降に該当	厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が直近11か月のうち5か月であるため、特定適用事業所の要件を満たす可能性のある事業所に、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付されます。要件を満たす場合は、「特定適用事業所該当届」の提出が必要です。 なお、特定適用事業所の要件を満たす事業所から該当届が提出されていない場合は、特定適用事業所に該当したものととして取扱い、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。

健康保険組合が管掌する健康保険の「特定適用事業所該当届」については、健康保険組合へ届け出ることになります。

(2) 短時間労働者の社会保険加入手続き

特定適用事業所に該当した場合、短時間労働者の資格取得手続きが必要です。

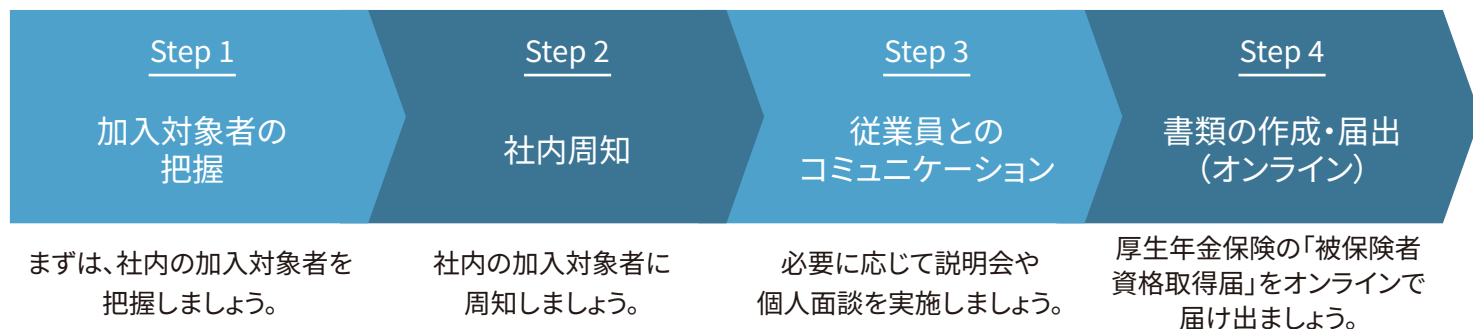
事実発生から5日以内に、事業主が事務センターまたは管轄の年金事務所へ「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出します。添付書類は原則不要です。

健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります。

短時間労働者が社会保険に加入する場合、市区町村にて国民健康保険の脱退手続き、ご家族の社会保険の被扶養者である場合は扶養を外す手続きが必要となります。

5. 特定適用事業所に該当した場合に必要な社内準備は？

厚生労働省の社会保険適用拡特設サイト (<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>) にて、社内準備の4ステップを案内しています。



Step1 加入対象者の把握

「3 加入対象者となる短時間労働者の要件」をご参照ください。

Step2 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイトのみなさんに、法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。 ※社内イントラ: 企業内など限られた範囲内で利用可能なネットワーク環境

Step3 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。従業員向けのガイドブックも公開されているので活用しましょう。

チラシ:https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/chirashi_dai1hihokensha.pdf

ガイドブック:https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_hihokensha.pdf

Step4 書類の作成・届出

日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届いたら、届出の準備をしましょう。

「4 該当する場合の手続き」をご参照いただき、届出をしましょう。

6. 年収の壁・支援強化パッケージ

厚生労働省は、年収の壁対策として「年収の壁・支援強化パッケージ」を発表しています。「106万円の壁」対応として、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しています。社会保険に加入した短時間労働者の手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円を支給します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

7. 参考資料・URL

厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイト (<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>) にて、社内準備の4ステップを案内しています。

【リーフレット「被保険者数が51人以上の企業等の事業主のみなさまへ」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.files/51ninijyou.pdf>

【短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大のご案内(日本年金機構)】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html#cms04>

【社会保険適用拡大特設サイト(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

【社会保険の適用が段階的に拡大!(政府広報オンライン)】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202209/2.html>

メディア実績



セミナー・YouTube

2023年12月



ビジョチャンネル

2023年8月



ラファエルチャンネル

2023年8月



Money Forward主催士業サミット



2023年8月



船井総研主催セミナー



2022年12月



会計事務所サミット2022



2021年12月



会計事務所サミット2021



2019年7月



会計事務所サミット2019



取材など



KaikaiZine
(2023年9月11日)



FIVE STAR MAGAZINE
(2023年9月)



税界タイムス
(2023年10月1日)



Tax Picks (2023年8月19日)



Doctor'sライフ (2023年9月)



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)

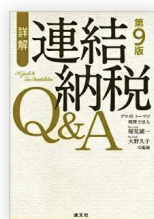


書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら▶



D3 BAR LOUNGE

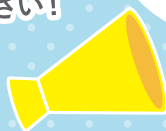


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大50,000分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供として細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口
メールアドレス: support@san-kyodo.jp



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階